

件 名	愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
主 管 課	長寿介護課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老人福祉法(昭和38年法律第133号)</li> <li>○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)</li> <li>○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)</li> </ul>

**【改正の概要】**

**(1) 参照等すべき国の基準省令の改正に伴う改正**

社会保障審議会介護給付費分科会の答申に基づき、基準省令の3年に一度の定期見直しが行われたことによるもの

**[基準省令の主な改正事項]**

**○感染症対策の強化**

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練の実施を義務付け

**○業務継続に向けた取組の強化**

災害等が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続するため、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施を義務付け

**○記録の保存等に係る見直し**

介護サービス事業者の負担軽減等の観点から、諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応を認め、その範囲を明確化

**○高齢者虐待防止の推進**

利用者的人権擁護、虐待防止等の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の設置等の義務付け

**(2) 規定方法の変更による改正**

規定の簡素化を図り、県民に平易なものとするため、現行の転記方式（基準省令の規定をそのまま転記する方式）から引用方式（基準省令の名称を引用する方式）に移行し、本県の独自基準のみ条例で規定することによるもの

施 行 日	令和3年4月1日
-------	----------

**【その他参考事項】**